第九条第一項中「第七条第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第二十六条第五号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「災害」を「前号に掲げる者のほか、災害」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　災害により滅失した住宅に居住していた者であって、賃貸住宅に入居させることが適当であると者として地方公共団体の長が認めるもの（四十八万七千円以下で当該地方公共団体の長が定める額以下の所得のある者に限る。）

第二十七条第一項中「前条第四号」の下に「又は第五号」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下この項において「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する賃貸住宅（以下この項において「特定優良賃貸住宅等」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する入居者の資格に係る基準及び特定優良賃貸住宅法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準については、この省令による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この省令による改正前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第七条第三号及び第二十六条第四号に規定する事情がある場合において同日前に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する入居者の資格に係る基準及び特定優良賃貸住宅法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準についても、同様とする。

○国土交通省令第三十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四〇、七八五人	
観光庁	一〇二人	
気象庁	五、二八九人	
運輸安全委員会	一七六人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一二、八〇八人	
合計	五九、一六〇人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　本省及び観光庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十五年六月三十日までの間	四〇、八八二人
	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	四〇、八八一人
観光庁	平成二十五年六月三十日までの間	一〇一人

○国土交通省令第三十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十人」を「九人」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「営繕積算システム官」の下に「、営繕技術企画官」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　営繕技術企画官は、命を受けて、官公庁施設に関する指導及び監督に関する事務（整備課並びに保全指導室及び官庁施設ストック高度化推進官の所掌に属するものを除く。）のうち、技術上の調査及び審査に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第十九条の見出し中「及び」を「並びに環境政策推進企画官及び」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに環境政策推進企画官及び」に、「一人」を「それぞれ一人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　環境政策推進企画官は、命を受けて、環境政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（地球環境政策室及び交通環境・エネルギー対策企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十四条の見出しを「（技術開発推進室及び運輸技術等基準企画調整室）」に改め、同条第一項中「技術開発推進官一人」を「技術開発推進室及び運輸技術等基準企画調整室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　技術開発推進室は、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（運輸技術等基準企画調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十四条に次の三項を加える。

3　技術開発推進室に、室長を置く。

4　運輸技術等基準企画調整室は、運輸技術及び気象業務に関連する技術に係る基準の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　運輸技術等基準企画調整室に、室長を置く。